毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの





目 次

◎ 告 示

○長崎県中小企業対策資金貸付要綱の一部改正

- ・長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱の一部 改正
- ・保安林の指定(2件)
- ○長崎県木材産業等高度化推進資金貸付要綱の一部改正
- ・競争入札の参加者の資格等

◎ 公告

- 特定計量器定期検査の実施
- ・大規模小売店舗の変更事項届出
- ・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧(2件)

所管課(室)名

経営支援課

農村整備課

林 政 課

"

教育庁教育環境整備課

計量検定所経営支援課

漁業振興課

告 示

長崎県告示第351号

別表 (第3条関係)

略

長崎県中小企業対策資金貸付要綱(平成15年長崎県告示第710号)の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から適用する。ただし、この告示による改正前の長崎県中小企業対策資金貸付要綱の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

令和3年4月13日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

(1) 経営安定対策貸付 ア 経営安定資金 (長期) 項目 内容 略 融資対象 県内において事業を継続し、かつ、 県税を完納している中小季語湯者のう ち、次のいずれかに該当する者 (1)~(4) 略 (5) 本制度を利用中の者で、返済財源 が不足するために再調達資金を必要 とする場合に、当初融資金額以下で 本制度の借換を行う者

別表(第3条関係)

- (1) 経営安定対策貸付
 - ア 経営安定資金(長期)

	経宮女正貧金 (長期)					
項目	内容					
略						
融資対象	県内において事業を継続し、かつ、					
	県税を完納している中小季語湯者のう					
	ち、次のいずれかに該当する者					
	(1)~(4) 略					
略						

改正前

イ及びウ 略

工 経営安定資金(経営力強化)

項目	内容
融資対象	中小企業等経営強化法に基づく経営
	改善等に取り組む企業を支援する。
融資対象	県内において事業を継続し、かつ、
	県税を完納している中小企業者のう
	ち、中小企業等経営強化法に基づき国
	から認定を受けた経営革新等支援機関
	の支援を受けながら、経営力の強化を
	図る者
略	

(2)及び(3) 略

(4) 特別対策貸付

ア 再生支援資金

項目	内容
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀
	行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、
	西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州 銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、み
	載11、 配後載11、 三菱 U F J 載11、 み ずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀
	行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信
	用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組
	合、長崎三菱信用組合 <u>、長崎県医師信</u>
	用組合、近畿産業信用組合、西海みず
	き信用組合

イ 略

ウ 地方創生推進資金

項目	内容				
略					
融資対象	県内において事業を継続し、かつ、				
	県税を完納している中小企業者のう				
	ち、次のいずれかに該当するもの				
	(1) 略				
	(2) ものづくり企業育成応援				
	次のいずれかに該当する者。ただ				
	し、令和元年9月末までに旧ものづ				
	くり企業育成応援資金の県の認定を				
	受けた者は該当する者とみなす。				
	① 下記5分野に関する国の経営				
	力向上計画の認定又は県の経営				
	革新計画の承認を受けた者				
	アニ半導体関連				
	イ ロボット(産業用機械)関				
	連				
	ウ 造船・プラント関連				
	エ 医療機器関連				
	才 航空機関連				
	② 略				

イ及びウ 略

工 経営安定資金(経営力強化)

項目	内容
融資対象	中小企業経営力強化支援法に基づく
	経営改善等に取り組む企業を支援する。
融資対象	県内において事業を継続し、かつ、
	県税を完納している中小企業者のう
	ち、中小企業経営力強化支援法に基づ
	き国から認定を受けた経営革新等支援
	機関の支援を受けながら、経営力の強
	化を図る者
略	

(2)及び(3) 略

(4) 特別対策貸付

ア 再生支援資金

項目	内容
略	
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八銀行、親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江信用組合、長崎三菱信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき信用組合

イ略

	ウ	地方創生推進資金			
		項目	内容		
		略			
		融資対象	県内において事業を継続し、かつ、		
5			県税を完納している中小企業者のう		
			ち、次のいずれかに該当するもの		
			(1) 略		
			(2) ものづくり企業育成応援		
الخ			次のいずれかに該当する者。ただ		
づ┃			し、令和元年9月末までに旧ものづ		
之			くり企業育成応援資金の県の認定を		
			受けた者は該当する者とみなす。		
對			① 下記5分野に関する国の経営		
對			力向上計画の認定又は県の経営		
			革新計画の承認を受けた者		
			ア 造船・プラント関連		
月			イ 半導体関連		
			ウ 航空機関連造船・プラント		
			関連		
			エ 産業機械(ロボット)関連		
			オ <u>組込・I o T</u>		
			② 略		

		③ 長崎県成長産業サプライ
		チェーン強化事業計画の認定を
		受けた者
		<u>④</u> 略
		<u>⑤</u> 略
	(3)	略
略		

エ 創業バックアップ資金

項目	内容
融資目的	商工会議所、商工会又は中小企業等
	経営強化法に基づく認定を受けた経営
	革新等支援機関の創業支援と連携した
	融資制度で、県内における創業を積極
	的に推進する。
融資対象	県内において新たに創業しようとす
	る者、又は創業後一定期間未満の者
	で、次の各号の全てに該当する者
	(1) 略
	(2) (1)①又は②に該当する場合は、次
	のいずれかに該当する者(法人の場
	合は代表者が次のいずれかに該当す
	るもの)
	① 商工会議所、商工会又は経営革
	新等支援機関の指導を受け事業計
	画書を策定した者で、商工会議
	所、商工会又は経営革新等支援機
	関の推薦を得た者
	(3)及び(4) 略
略	
略	

		<u>3</u>	略			
		③ ④ 略	略			
	(3)	略				
略						

エ 創業バックアップ資金

101/N/ /	/ / ノノ貝亚
項目	内容
融資目的	商工会議所、商工会又は中小企業経
	営力強化支援法に基づく認定を受けた
	経営革新等支援機関の創業支援と連携
	した融資制度で、県内における創業を
	積極的に推進する。
融資対象	県内において新たに創業しようとす
	る者、又は創業後一定期間未満の者
	で、次の各号の全てに該当する者
	(1) 略
	(2) (1)①又は②に該当する場合は、次
	のいずれかに該当する者(法人の場
	合は代表者が次のいずれかに該当す
	るもの)
	① 商工会議所、商工会又は経営革
	新等支援機関 (金融機関を除く。)
	の指導を受け事業計画書を策定し
	た者で、商工会議所、商工会又は
	経営革新等支援機関(金融機関を
	除く。)の推薦を得た者
	(3)及び(4) 略
略	

長崎県告示第352号

長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱(平成15年長崎県告示第946号)の 一部を次のように改正し、令和3年4月13日以後に締結する委託契約から適用する。

才 略

令和3年4月13日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(委託契約)	(委託契約)
第4条 略	第4条 略
$2\sim4$ 略	$2\sim4$ 略
5 第3項の委託契約の受託者(以下「受託者」という。)	
は、委託事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け	
負わせてはならない。ただし、書面により承諾を得た場合	
<u>にはこの限りではない。</u>	
(委託事務の処理)	(委託事務の処理)
第5条 受託者は、知事が別に定めるところにより、受託に	第5条 前条第3項の委託契約の受託者(以下「受託者」と
係る事務(以下「受託事務」という。)を処理するものと	<u>いう。)</u> は、知事が別に定めるところにより、受託に係る
する。	事務(以下「受託事務」という。)を処理するものとする。

2 受託者は、受託事務の責任者としてその職員(以下、 この項において「担当職員」という。)をあてるものとす る。ただし、担当職員が不在の土地改良区においては、換 地を担当する理事を責任者とする。

(契約の変更)

第9条 契約締結後の事情により受託事務の内容について変 第9条 契約締結後の事情により受託事務の内容について変 更を行う場合には、換地計画等事務委託変更契約書(様式 第6号) により行うものとする。

(契約の変更)

更を行う場合には、換地業務委託変更契約書(様式第6 号) により行うものとする。

様式第1号から様式第8号までを次のように改める。

様式第1号(第4条関係)

묶 番 年 月 H

受託予定者 様

振興局長

県営○○地区土地改良事業にかかる換地計画等 事業の委託契約について

標記のことにつきまして、土地改良法第89条の2に基づく別紙仕様書の業務を委託したいので、受託いただけ る場合は別添契約書に必要事項を記入し、記名押印の上2部提出願います。

なお受託いただけない場合は、その理由を記入の上ご回答をお願いします。

様式第2号(第4条関係)

묶 番 年 月 H

振興局長 様

受託予定者住所

氏名

印

換地計画等事務の委託契約について

月 日付け、 号により通知のあった標記事務については、受託することとし 第 て別添のとおり契約書を提出いたします。

※業務の再委託を行う場合にあたっては、次の一文を追加する。

また、この契約書に基づく委託業務の一部を下記のとおり再委託したいので、契約締結の際には委託契 約書第6条第3項の規定により承認願います。

記

再委託先 0000 様式第3号(第4条関係)

換地計画等事務委託契約書

長崎県〇〇振興局長 〇〇 〇〇(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、県営〇〇事業〇〇地区換地計画等事務委託について、「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」(平成15年8月8日長崎県告示第946号。以下「要綱」という。)に基づき、次のとおり契約を締結する。

第1条 この契約は、甲が土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2の規定に基づき換地処分を行うに当たり、業務の効率的な推進を図るため事務を委託することについて、必要な事項を定めるものとする。

第2条 甲は、要綱第2条に掲げる事務のうち、別紙仕様書の事務(以下「委託事務」という。) について乙に 委託する。

(委託期間)

第3条 この契約の期間は、○○年○○月○○日から○○年○○月○○日までとする。

(委託料)

第4条 第2条の委託事務に要する経費(以下「委託料」という。)は、金〇,〇〇〇,〇〇〇円(うち消費税 及び地方消費税〇〇〇,〇〇〇円)とする。

(契約保証金)

第5条 乙が甲に納付すべき契約保証金は、免除とする。

(委託事務の処理方法)

- 第6条 乙は、要綱第5条及び第6条に定めるところにより委託事務を処理する。
- 2 乙は、この契約締結後速やかに工程表(様式第8号)を甲に提出する。
- 3 乙は、委託事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面 による甲の承諾を得た場合にはこの限りではない。

(関係書類の整備等)

第7条 乙は、要綱第7条に定めるところにより関係書類を整備し、甲の必要に応じ報告書を提出し、又は実地 調査に応じるものとする

(報告及び精算)

- 第8条 乙は、委託事務が完了したときは、要綱第8条の規定により委託事務完了届に収支精算書、当該事務委託の成果及び事業実績書を添えて30日以内に甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項の届出に基づき要綱第8条第2項に定める検査を行う。
- 3 乙は、精算によって交付を受けた委託料に余剰金が生じたときは、これを返納しなければならない。 (委託料の支払方法)
- 第9条 乙は、委託料の支払いを受けようとするときは、前条第2項の検査終了後、要綱第11条に定める完成払 請求書を甲に提出するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認められる額については、乙の請求に基づき委託料の4割を 限度として前金払をすることができる。
- 3 甲は、第1項の請求書を受理したときは30日以内に、第2項の請求書を受理したときは20日以内に当該金額を支払うものとする。
- 4 甲は、第10条の規定により委託料を減額した場合において、減額後の額が既に支払った金額を下回るときは、その金額を返還させなければならない。

(契約の変更)

第10条 甲又は乙は、この契約締結後の事情の変更等によりこの契約の変更を行う必要が生じた場合は、両者協議の上要綱第9条に定める換地計画等事務委託変更契約書により契約の変更を行うことができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第11条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、銀行その他の金融機関等であって日本国内に本店又は支店を有するもののうち知事が別に定めるもの及び信用保証協会に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない
- 2 甲の対価の支払いによる弁済の効力は、長崎県財務会計事務電子計算処理要領に基づき、甲が支払いを予定

している日の2日前(「長崎県の休日を定める条例」に規定する休日を除く。)の財務会計端末機の運用時間終了時に審査済入力を行っているものについて、生じるものとする。

(甲の任意解除権)

- 第12条 甲は、委託事務が完了するまでの間は、次条又は第14条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の催告による解除権)

- 第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間 内に履行がないときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 正当な理由なく、委託事務に着手すべき期日を過ぎても委託事務に着手しないとき。
 - (2) 委託期間内に委託事務を完了しないとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

- 第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他の手続を要することなく、直ちに契約の解除をすることができる。
 - (1) この委託事務を完了させることができないことが明らかであるとき。
 - (2) 乙がこの委託事務完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (6) 第16条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(暴力団等の排除に係る契約解除)

- 第15条 甲は、乙が長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱(平成22年9月13日施行)別表1に掲げる 措置要件のいずれかに該当すると認められた場合、催告その他の手続を要することなく、この契約を即時解除 することができる。
- 2 甲が、前項の規定により、この契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。
- 3 第1項の規定により契約が解除された場合は、受託者は委託料の100分の10に相当する額を違約金として甲 に支払うものとする。

(乙の解除権)

第16条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第17条 この委託事務の完了前に解除された場合は、第8条を準用し精算を行い、乙は交付を受けた委託料に余剰金が生じたときは、これを返納しなければならない。

(甲の損害賠償請求等)

- 第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
 - (1) 委託期間内に委託事務を完了することができないとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 乙が、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第13条又は第14条の規定により委託事務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 委託事務の完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、甲は、その履行遅滞の日数に応じ、委託料に対し年○.○%の割合で計算した額を乙に請求することができるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第19条 委託事務の履行において第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(乙の指害賠償請求等)

- 第20条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
 - (1) 第16条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 甲の責めに帰すべき事由により、第9条の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受 領金額につきその遅延日数に応じ、年〇.〇%の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することが できる。

(個人情報の保護)

第21条 乙は、この契約による委託事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」 を遵守しなければならない。

(支出証拠書類の保管)

第22条 乙は、委託事務に関する支出証拠書類を整備し、これを委託事務の完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(取得備品等の引渡し)

第23条 乙は、本委託事務により取得した備品等(長崎県物品取扱規則第10条第1項第2号及び第13条第1項第7号に規定するものをいう。)については、県管理物品として、委託事務完了後速やかに甲へ引き渡さなければならない。

(指導及び監督)

第24条 甲は、この契約事項の実施について、随時に指導及び監督を行うことができる。

(協議)

第25条 この契約書に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)の定めるところによるものとし、この規則及びこの契約書に定めのない事項で約定する必要が生じたとき、又はこの契約に関する事項について疑義が生じたときは、必要に応じて両者協議のうえ定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 委託者 住所

氏名 長崎県〇〇振興局長 〇〇 〇〇卿

乙 受託者 住所

氏名 0000 00 00 印

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(長崎県個人情報保護条例(以下「条例」という。)第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ)の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な 範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲が指示したときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録され た資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行うものとし、第三者に委託してはならない。

(資料等の返環)

第8 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(業務に従事している者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該業務に関して 知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、 個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査する ことができる。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告 し、その指示に従うものとする。

(罰則)

- 第12 条例に規定される個人情報の取扱いに関する罰則は、以下のとおりである。
 - (1) 業務に従事しているもの又は業務に従事していた者に対する刑罰
 - ① 正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金(条例第63された公文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を容易に検索することができるように体系的に構成されたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したとき 2 正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含み、前述のものを除く。)を提供したとき 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(条例第64条) その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(条例第65条)

第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき

(2) (1)の行為についての受託者に対する刑罰

この契約による業務に従事している者又は従事していた者が行った(1)の①から③までの行為については、乙 (条例第68条第1項の法人又は人をいう。)に対しても、①から③までに掲げる罰金刑が科せられる。

別紙

仕 様 書

1. 事業実施方針

換地計画実施要領(昭和49年7月12日付49構改B第1232号構造改善局長通達)に基づき実施する。

2. 業務項目及び数量

業務項目	数量	業務項目	数量
1. 従前図調整		13. 国有地払下げ処理	
2. 従前図再調査		14. 分筆登記	
3. 換地設計基準確定		15. 相続等代位登記	
4. 評価基準及び評価		16. 换地処分	
5. 工事後の土地評価		17. 换地処分登記	
6. 換地計画原案作成		18. 創設農用地換地処理	
7. 一時利用地の指定		19. 面的集積処理	
8.一時利用地変更指定		20. 非農用地換地処理	
9. 換地計画書作成		21. 地役権処理(存続方式)	
10. 換地計画決定		22. 地役権処理 (抹消・再設定方式)	
11. 変更計画書作成		23. 地上権処理	
12. 変更計画決定		24. 確定測量	

3. 業務実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

4. 業務施行場所

〇〇市〇〇町

様式第4号(第8条関係)

番 号 年 月 日

振興局長 様

受託者

1

委託事務完了届

年 月 日付で委託契約を締結した県営〇〇事業〇〇地区換地計画等事務委託については 年 月 日完了しましたので、「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第8条の規定に基づき届け出ます。

記

1. 業務内容

業務項目	数量	業務項目	数 量
1. 従前図調整		13. 国有地払下げ処理	
2. 従前図再調査		14. 分筆登記	
3. 換地設計基準確定		15. 相続等代位登記	
4. 評価基準及び評価		16. 换地処分	
5. 工事後の土地評価		17. 換地処分登記	
6. 換地計画原案作成		18. 創設農用地換地処理	
7. 一時利用地の指定		19. 面的集積処理	
8. 一時利用地変更指定		20. 非農用地換地処理	
9. 換地計画書作成		21. 地役権処理(存続方式)	
10. 換地計画決定		22. 地役権処理 (抹消・再設定方式)	
11. 変更計画書作成		23. 地上権処理	
12. 変更計画決定		24. 確定測量	

0	マグラコハル	DIG.
2 .	登記の状	A)TL

(換地計画事務の場合)

- ① 換地設計書 別紙のとおり (換地計画中、換地設計書の部分のみ抜粋の上添付。)
- ② 代位登記の状況

番号	ī		地 の郡)	表示町	t †	登記の原因及	登記の目的	所有者の	備考
	大字	字	地番	地目	地積	びその日付	TE HO -> PI HY	住所氏名	(法務局受理日)

(換地処分事務の場合)

- ① 換地設計書 別紙のとおり (換地計画変更の場合にのみ提出。)
- ② 換地登記の状況

@ DC>0.35.00				
区 分	権利者数	筆 数	面積	備考(法務局受理面積)
1. 各筆換地等明細書の1の(1)に掲げた土地				
2. 同上の2に掲げた土地 (1) 法第53条の3の規定に より土地改良施設の用に 供する土地				
(2) 法第54条の2第6・7 項の規定による土地				

③ 権利変動の状況

9 11	E112	- 0 100				
番号	大字	字	地番	地目	面積	権利(処分の制限)変動の内容

3. 業務実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

4. 業務施行場所

〇〇市 〇〇町

様式第5号(第8条関係)

164 441 글	一画等事	致禾金	弗山豆	土 本丰	笞虫
199 地百	四守手	イカ 女 山	THE HX	、人作目	异盲

第 号 年 月 日

○○振興局長 様

受託者 住 所 氏 名

(1)

年 月 日付で委託契約した、 については、下記のとおり精算します。

事業地区の換地計画等事務委託費

記

1. 収入の部

区 分	予 算 額	精 算 額	差 引	摘 要
: : : : : : : : : : : : : : : : : : :			5	
合 計				

2. 支出の部

区分	予 算 額	精 算 額	差引	摘 要
合 計	3			

様式第6号(第9条関係)

換地計画等事務委託変更契約書

年 月 日に契約を締結した、県営〇〇事業〇〇地区換地計画等事務委託について、県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱第9条の規定に基づき、その内容を下記のとおり変更する。

- 1. 仕 様 書 別紙のとおり
- 2. 委 託 料 原契約書第4条

 一金
 円

 (うち消費税及び地方消費税相当額
 円)を、

 一金
 円

 (うち消費税及び地方消費税相当額
 円)に変更する。

 (※原契約からの増減
 円

 うち消費税及び地方消費税相当額
 円

3. 委託期間 原契約書第3条

年 月 日 \sim 年 月 日を、 年 月 日 \sim 年 月 日に変更する。

4. その他 本変更契約書に定めのない事項については原契約書のとおりとする。

本書は同文2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保持するものとする。

 年 月 日

 甲 委託者 住 所 氏 名

 ① 受託者 住 所

氏 名

1

別紙

変 更 仕 様 書

1. 事業実施方針

換地計画実施要領(昭和49年7月12日付49構改B第1232号構造改善局長通達)に基づき実施する。

業務項目	数	量	業務項目	数	量
71.07 7.1.	変更前	変更後	211.00	変更前	変更後
1. 従前図調整			13. 国有地払下げ処理		
2. 従前図再調査			14. 分筆登記		
3. 換地設計基準確定			15. 相続等代位登記		
4. 評価基準及び評価			16. 換地処分		
5. 工事後の土地評価			17. 換地処分登記		
6. 換地計画原案作成			18. 創設農用地換地処理		
7. 一時利用地の指定			19. 面的集積処理		
8. 一時利用地変更指定			20. 非農用地換地処理		
9. 換地計画書作成			21. 地役権処理(存続方式)		
10. 換地計画決定			22. 地役権処理(抹消・再設定方 式)		
11. 変更計画書作成			23. 地上権処理		
12. 変更計画決定			24. 確定測量		

2. 業務施行場所

〇〇市 〇〇町

様式第7号 (第10条関係)

番 号 年 月 日

業務受託者 様

振興局長

県営○○地区土地改良事業にかかる換地計画等 事務の委託契約の解除について

年 月 日付けで締結した県営○○地区土地改良事業にかかる換地計画等事務の委託契約について、「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務に関する要綱」第10条の規定に基づき解除します。

様式第8号(第4条関係)

	(〇〇地区)																															
Г														0	o	年	度															
	時期	4 5	3 5	月	6	月	7		月	8	F	1	9	月	ı	10	月	1	1	月	12		月	1	J	月	2	_,	月	3	ļ	月
L	作業内容	上中		中下の評価検		ф	1	ф.	下	上	中 -	F	E !	ф -	F.	<u></u>	7	1	ф	下	上	中	下	上	中	下	Ŀ	中	下	上	中	下
1	00 ΔΔ	評価図	Т		.61																										1	2月議
2	00 ΔΔ	換地委評価図	Τ	の評価検	žť																								/	7		
3	00 ΔΔ																								/	/	/					
4	00 ΔΔ																														1	Т

長崎県告示第353号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。 令和3年4月13日

長崎県知事 中村 法道

1 保安林の所在場所

五島市岐宿町松山字皮部木948の1・字中島1278の1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1278の15、字釘之内1371の1 (次の図に示す部分に限る。)、1371の14、1374、字字戸1613の3、字丸山1630の1 (次の図に示す部分に限る。)、1630の5、1630の8、1630の21、1630の22、1630の26、1630の32、1630の33、字中尾1645の1 (次の図に示す部分に限る。)、1645の2、1645の5、1645の7、1646、1656の3、1656の5、字切通2309の1、2309の3、2309の6、字白木河内2324の1 (次の図に示す部分に限る。)、2324の3、2324の9

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び五島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第354号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。 令和3年4月13日

長崎県知事 中村 法道

1 保安林の所在場所

五島市岐宿町松山字箒ケ窄283の1 (次の図に示す部分に限る。)、283の2、字地蔵道296の1 (次の図に示す部分に限る。)、300、字セメント河内304の1 (次の図に示す部分に限る。)、301の1、303の2、303の3、字八幡田1260の1、1260の3、1260の4、1260の9、1260の10、字鍛冶木場1668の1 (次の図に示す部分に限る。)、1672の1、字中山1754の1、1754の3、1756、字三枚山1779の1・1779の17・1779の19 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、1773、1779の2、1779の3、1779の10から1779の12まで、1779の14、1779の18、1779の21、1779の28、字長窄1968の2、字高添2006の1から2006の4まで、2007、字志田尾2023の1・2023の6(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、2023の2、2023の3、2023の10、2023の11、2023の13、字大平2130の1 (次の図に示す部分に限る。)、字寺木場2142の1 (次の図に示す部分に限る。)、2142の4、2170、字金ノ山2171、2173の1、2173の2、2173の4、2174の1から2174の3まで、2174の8、2190の1、2190の6、字崎目2254の1、2254の3、字白木河内2324の8 (次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び五島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第355号

長崎県木材産業等高度化推進資金貸付要綱(平成31年長崎県告示第91号)の一部を次のように改正する。 令和3年4月13日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

改正前

(目的)

第1条 県は、木材の生産及び流通の合理化を促進し、木材 第1条 県は、木材の生産及び流通の合理化を促進し、木材 供給の円滑化を図るため、県内の木材の生産又は流通を担 う事業者に対し、その行う事業の合理化を推進するのに 必要な資金を低利で融通する措置を講じ、もって木材関連 産業の健全な発展に資するため、木材産業等高度化推進資 金制度を設けるものとし、その貸付け及び運用について は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に 関する暫定措置法(昭和54年法律第51号。以下「基盤強化 法」という。)、林業経営基盤の強化等の促進のための資金 の融通等に関する暫定措置法施行令(昭和54年政令第205 号。以下「基盤強化法施行令」という。)、林業経営基盤の 強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の 施行について(54林野企第82号農林水産事務次官依命通 知。以下「基盤強化法次官通知」という。)、林業経営基盤 の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法 の運用について(54林野企第83号林野庁長官通知)、木材 の安定供給の確保に関する特別措置法(平成8年法律第47 号。以下「木安法」という。)、木材の安定供給の確保に関 する特別措置法施行令(平成8年政令第310号。以下「木 安法施行令」という。)、木材の安定供給の確保に関する特 別措置法の施行について(8林野流第105号農林水産事務 次官依命通知。以下「木安法次官通知」という。)及び木 材の安定供給の確保に関する特別措置法の運用について (8林野流第106号林野庁長官通知)の規定によるほか、 この要綱の定めるところによる。

(貸付資金の種類)

- 掲げるものとする。
 - (1) 事業経営改善合理化資金

ア略

イ 新規需要創出資金

(ア) 略

(イ) 本資金の貸付対象となる木材の新規需要の創出に 資する木材製品とは、次に掲げるものであって、非 住宅分野における木材需要の開拓、地域材の利用が 低位な部材における地域材利用の拡大又は木質バイ オマス利用の拡大に資すると認められるもの a~h 略

(2) 木材高度加工資金

- ア 次に掲げる木材の製造に係る事業体が木材の加工を 行うのに必要な短期又は長期の運転資金
 - (ア) 次の施設又は設備を導入している木材の加工を行 う事業体であって、素材又は木材製品の年間取扱量 がおおむね3,000立方メートル以上のもの

<u>a</u>~<u>i</u> 略

(イ) 略

(目的)

供給の円滑化を図るため、県内の木材の生産又は流通を担 う事業者に対し、その行う事業の合理化を推進するのに 必要な資金を低利で融通する措置を講じ、もって木材関連 産業の健全な発展に資するため、木材産業等高度化推進資 金制度を設けるものとし、その貸付け及び運用について は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に 関する暫定措置法(昭和54年法律第51号。以下「法」とい う。) 及び林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融 通等に関する暫定措置法施行令(昭和54年政令第205号。 以下「令」という。)の規定によるほか、この要綱の定め るところによる。

(貸付資金の種類)

- 第3条 この要綱に基づき貸付けを行う資金の種類は、次に 第3条 この要綱に基づき貸付けを行う資金の種類は、次に 掲げるものとする。
 - (1) 事業経営改善合理化資金

ア略

イ 新規需要創出資金

(ア) 略

(イ) 本資金の貸付対象となる木材の新規需要の創出に 資する木材製品とは、次に掲げるものであって、非 住宅分野における木材需要の開拓、国産材の利用が 低位な部材における国産材利用の拡大又は木質バイ オマス利用の拡大に資すると認められるもの

a~h 略

(2) 構造改善合理化資金

ア 木材高度加工資金

- (ア) 次に掲げる木材の製造に係る事業体が木材の加工 を行うのに必要な短期又は長期の運転資金
- a 次の施設又は設備を導入している木材の加工を行 う事業体であって、素材又は木材製品の年間取扱量 がおおむね3,000立方メートル以上のもの

(a)~(i) 略

<u>b</u> 略

(ウ) 略

イ 長期かつ安定的な供給・引取りに関する契約、協定 等に基づきアの資金を借り受けようとする者に原材料 となる素材若しくは木材製品の供給を行うのに必要な 短期又は長期の運転資金

(3) 略

(4) 木材安定供給資金

森林所有者や木材利用事業者及び木材製品利用事業者 等の、川上事業者、川中事業者及び川下事業者が共同し て木材の安定的な取引関係の確立を図る事業に必要な、 短期又は長期の運転資金

(貸付対象者)

第5条 第3条第1号に係る資金について、指定金融機関か|第5条 第3条第1号に係る資金について、指定金融機関か ら貸付けを受けることができる者は、県内に住所を有する 者であって、基盤強化法第4条第1項に規定する合理化計 画(以下「事業経営改善計画」という。) が適当である旨 の知事の認定を受けた者とする。ただし、当該認定を受け た者のうち単独事業体については、次の各号に定める資金 の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

ただし、木材産業等高度化推進資金の対象には、既往借 入金の借換え(本資金の初回の借入れ時における既往借入 金 (短期運転資金) からの切替えを除く。) は含まないも のとする。

(1)及び(2) 略

2 第3条第2号に係る資金について、指定金融機関から貸 2 第3条第2号に係る資金について、指定金融機関から貸 付けを受けることができる者は、県内に住所を有する者で あって、基盤強化法第4条第2項に規定する共同申請に基 づく合理化計画(以下「構造改善計画」という。)が適当 である旨の知事の認定を受けた者とする。ただし、次の各 号に定める資金の貸付対象者は、以下のとおりとする。

(1) 略

- 付けを受けることができる者は、県内に住所を有する者で あって、基盤強化法第3条第1項に規定する林業経営改善 計画が適当である旨の知事の認定を受けた者とする。
- 4 第3条第4号に係る資金について、指定金融機関から貸 付けを受けることができる者は、県内に住所を有する者で あって、木安法第4条第1項に規定する事業計画(以下 「木材安定供給確保事業計画」という。)が適当である旨 の知事の認定を受けた者とする。

<u>c</u> 略

(イ) 長期かつ安定的な供給・引取りに関する契約、協 定等に基づき切の資金を借り受けようとする者に原 材料となる素材若しくは木材製品の供給を行うのに 必要な短期又は長期の運転資金

(ウ) 略

1 原木確保協定促進資金

- (ア) 木材の製造に係る事業体が原木を安定的に確保す るため、立木又は素材の計画的な引取り及び素材若 しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期又は長 期の運転資金
- (イ) 木材の卸売又は木材市場に係る事業体が原木を安 定的に確保するため、立木又は素材の計画的な引取 りを行うのに必要な短期又は長期の運転資金

(3) 略

(貸付対象者)

ら貸付けを受けることができる者は、県内に住所を有する 者であって、法第4条第1項に規定する合理化計画(以下 「事業経営改善計画」という。) が適当である旨の知事の 認定を受けた者とする。ただし、当該認定を受けた者のう ち単独事業体については、次の各号に定める資金の区分に 応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)及び(2) 略

- 付けを受けることができる者は、県内に住所を有する者で あって、法第4条第2項に規定する共同申請に基づく合理 化計画(以下「構造改善計画」という。) が適当である旨 の知事の認定を受けた者とする。ただし、次の各号に定め る資金の貸付対象者は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
 - (1) 略
 - (2) 原木確保協定促進資金

契約、協定等に基づき立木の購入又は素材の引取りを行 う者

3 第3条第3号に係る資金について、指定金融機関から貸 3 第3条第3号に係る資金について、指定金融機関から貸 付けを受けることができる者は、県内に住所を有する者で あって、法第3条第1項に規定する林業経営改善計画(以 下「林業経営改善計画」という。) が適当である旨の知事 の認定を受けた者とする。

員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはなら ない。

(1)~(3) 略

(合理化計画の認定)

- 第6条 第3条第1号及び第2号に係る資金の貸付けを受け | 第6条 法第4条第1項又は第2項の規定により、合理化計 るため、基盤強化法第4条第1項又は第2項の規定によ り、合理化計画の認定を受けようとする者(以下「合理化 計画申請者」という。) は、合理化計画認定申請書を知事 に提出するものとする。
- 定したときは、合理化計画認定書を合理化計画申請者に交 付するものとする。

(合理化計画の変更及び取消し)

- 化計画を変更しようとする者(以下「変更申請者」とい う。) は、合理化計画変更認定申請書を知事に提出するも のとする。
- 2 基盤強化法施行令第4条第1項の農林水産大臣の定める | 2 令第4条第1項の農林水産大臣の定める軽微な変更は、 軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1)及び(2) 略

- 3 知事は、基盤強化法施行令第4条第2項の規定により、 合理化計画の変更を認定したときは、合理化計画認定書 (変更)を変更申請者に交付するものとする。
- 4 知事は、基盤強化法第4条第1項又は第2項の認定を受 4 知事は、法第4条第1項又は第2項の認定を受けた者が けた者が当該認定に係る合理化計画に従って木材の生産又 は流通の合理化を図るためにとるべき措置を講じていない と認めるときは、<u>基盤強化法施行令</u>第4条第3項の規定に よりその認定を取り消すことができる。

(林業経営改善計画の認定)

第8条 第3条第3号に係る資金の貸付けを受けるため、 盤強化法第3条の規定により、林業経営改善計画の認定を 受けようとする者は、基盤強化法次官通知の記の第3の規 定により認定を受けるものとする。

(木材安定供給確保事業計画の認定)

第9条 第3条第4号に係る資金の貸付けを受けるため、木 安法第4条の規定により、木材安定供給確保事業計画の認 定を受けようとする者は、木安法次官通知の記の第3の規 定により認定を受けるものとする。

第10条 略

(申込手続)

- 第11条 資金の借入申込みの手続は、次の各号の定めるとこ | 第9条 資金の借入申込みの手続は、次の各号の定めるとこ ろによる。
 - (1) 第6条から第9条までの各計画の認定を受けた者で資 金の貸付けを受けようとする者(以下「借受申込者」と いう。) は、指定金融機関に対して、当該金融機関の所 定の申込書に知事の認定に係る合理化計画書の写しを添 えて、申込みを行うこと。
 - (2) 略

(指定金融機関の遵守事項)

第12条 略

(報告及び調査)

第13条 略

<u>5</u> 前<u>4</u>項の認定を受けようとする者は、自己又は自社の役 | <u>4</u> 前<u>3</u>項の認定を受けようとする者は、自己又は自社の役 員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはなら ない。

(1)~(3) 略

(合理化計画の認定)

- 画の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。) は、合理化計画認定申請書を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、基盤強化法第4条の規定により合理化計画を認 2 知事は、法第4条第3項の規定により合理化計画を認定 したときは、合理化計画認定書を申請者に交付するものと する。

(合理化計画の変更及び取消し)

- 第7条 基盤強化法施行令第4条第1項の規定により、合理│第7条 令第4条第1項の規定により、合理化計画を変更し ようとする者(以下「変更申請者」という。)は、合理化 計画変更認定申請書を知事に提出するものとする。
 - 次に掲げる変更以外の変更とする。

(1)及び(2) 略

- 3 知事は、令第4条第2項の規定により、合理化計画の変 更を認定したときは、合理化計画認定書(変更)を変更申 請者に交付するものとする。
- 当該認定に係る合理化計画に従って木材の生産又は流通の 合理化を図るためにとるべき措置を講じていないと認める ときは、令第4条第3項の規定によりその認定を取り消す ことができる。

第8条 略

(申込手続)

- ろによる。
 - (1) 法第4条第1項又は第2項の認定を受けた者で資金の 貸付けを受けようとする者(以下「借受申込者」とい う。) は、指定金融機関に対して、当該金融機関の所定 の申込書に知事の認定に係る合理化計画書の写し及び当 該資金が合理化措置に係るものであることを証する書類 を添えて、申込みを行うこと。
 - (2) 略

(指定金融機関の遵守事項)

第10条 略

(報告及び調査)

第11条 略

2 指定金融機関は、<u>年度の半期</u>毎の貸付状況を知事に報告 2 指定金融機関は、<u>四半期</u>毎の貸付状況を知事に報告する

するものとする。なお、その他必要に応じて、月単位で報 | ものとする。なお、その他必要に応じて、月単位で報告す 告するものとする。

3 略

<u>第14条</u>及び<u>第15条</u> 略

別表 (第2条及び第4条関係)

るものとする。

3 略

<u>第12条</u>及び<u>第13条</u> 略

別表 (第2条及び第4条関係)

別表(第2条及び第4条				加衣(、	. 0第4条	() ()		
貸付資金の種類	資金内容	貸付条件 ([] は貸付 限度額の特認 条件)	倍率	貸	付資金の	種類	資金内容	貸付条件 ([]] は貸付 限度額の特認 条件)	倍率
合理化計画 (事業経営改善計画)に基づく資金(1) 素 材生 産業 産業 (2) 新 規要 別 規要 出金				事経改計にづ資	1 業経改合化金	材 産 促 資	略		
合理化計画 (1) 材度 (構造改善計画) に基づく 資金	<u>ア</u> の資金に ついては、	略	略	構改計にづ資	2 造善理資 構改合化金 (**)		でには賃費のをの資原る入渡金場決を及引要(垢もるる でにはげす a 略のの作電燃の工必並料材金、た済含び取なJ材の)。第1分つ、るる及のの作電燃の工必並料材金、木お資む素り輸Aにと 条資いにの b 資い業 料木す要びとの(予材け金ご材に送S係にと 条資いにの b 金て労力そ材るなにな購前約市る等)の必費無る限す ②金て掲と	利率	略

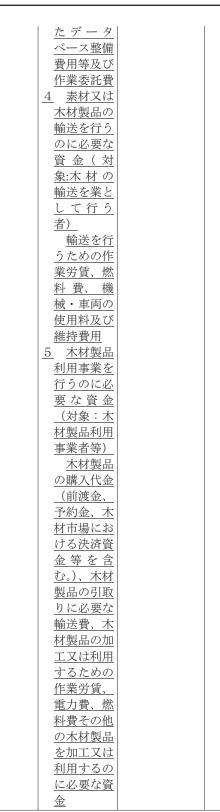
					定進金	は入渡金場決を立材に送材を必労費を材す要(理くるが、大お資む又引要及のうな、燃他をのな売費と、第ののののでである。のでは取なび加の作電料の加に資・をとのののででである。のでは取なび加の作電料の加に資・をとのののででである。のでは、大きのでは、またが、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、大きのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	保証なし 短期資金 (年1.50%) [年1.30%] 長期資金 (年1.20%) [年1.00%] 保証付き 短期資金 (年1.10%) [年0.90%] 長期資金 (年0.80%) [年0.60%] (長期資金 は、資金の回 収期間が1年 を超えるもの) 償還期限 短期限 短期限 短期内 長期資金 1年以内 長期資金 1年以内 長期資金 1年以内 長期資金 1年以内 長期百年以内 長期百年以内 長期百日 長期百日 長期百日 長期百日 長期百日 長期百日 長期百日 長期百日
林業経営改善計画に基づく資金	業営度推資		林経改計にづ容	3 本 業 営 度 推 資	営度推資	略	
	(2) 採造一作推資	略	一 資金		(2) 採造一作推資	略	

確保事業計画			
に基づく資金	<u>資金</u>	必要な資金	短期資金
		_(対象:森	〔年1.30%〕
		林所有者	長期資金
		<u>等)施業集</u>	〔年1.00%〕
		約化費用、	保証付き
		立木購入代	短期資金
		金(前渡	[年0.90%]
		金、予約	長期資金
		金等を含	<u>[年0.60%]</u>
		む。)、管理	(長期資金
		経営法第 8 条の14第 4	は、資金の回 収期間が1年
		項に基づき	を超えるもの)
		納付すべき	償還期限
		樹木料、素	短期資金
		材生産を行	<u>1年以内</u>
		うための作	長期資金
		業現場から	5 年 以 内
		最終土場ま	(うち据置
		での素材生	期間1年以
		産実施費用	内)
		<u>(作業道の</u>	貸付限度額
		開設又は改	3億円
		良に必要な	特 認
		費用を含	4億円
		む。) 及び	[協定等に基づ
		作業委託費	く素材又は木
		なお、管理などは	材製品の販売
		理経営法第	価格が、協定
		8条の5第 3項に基づ	等締結時から5パーセント
		3頃に塞っ	以上低下して
		料を含む。	おり、かつ、
		2 素材の引	当面の間、当
		取り及び素	該価格が協定
		材等の加工	
		を行うのに	格まで回復し
		必要な資金	ないと見込
		<u>(対象:木</u>	まれる場合に
		材利用事業	あっても、借
		<u>者等)</u>	受者の償還が
		素材の購	適切に行われ
		入代金(前	ると認められ
		<u>渡金、予約</u>	<u>ること]</u>
		<u>金、木材市</u> 場における	
		<u>場における</u> 決済資金等	
		を含む。)、	
		素材の引取	
		りに必要な	
		輸送費及び	
		素材等の加	
		 工を行うの	
		に必要な作	
		業労賃、電	
		力費、燃料	
		費その他の	
		素材等を加	

<u>2</u> 倍

工するのに 必要な資金 3 素材又は 木材製品の 引取り及び 木材の流通 に係るコー ディネート を行うのに 必要な資金 <u>(対象:森</u> 林所有者 等、木材利 用事業者 等、木材卸 売業を営む 者、木材市 場を開設す る者又はそ の組織する 団体、木材 の輸送を業 <u>として行う</u> 者、木材製 品利用事業 者等)_ (1) 素材又 は木材製 品の引取 りを行う のに必要 <u>な資金</u> 素材又 は木材製 品の購入 代金 (前 渡金、予 約金、木 材市場に おける決 済資金 等を含 む。) 及 び素材又 は木材製 品の引取 りに必要 な輸送費 並びに作 業委託費 (2) 木材の 流通に係 るコー ディネー <u>トを行う</u> のに必要 な資金 ICTを活用し

— 2737 —



(注) 1及び2 略

3 <u>貸付条件欄</u>における() は3倍協調資金の利率、[] は2倍協調資金の利率。

<u>4</u> 略

(注) 1及び2 略

- 3 <u>事業経営改善合理化資金</u>における() は3倍協 調資金の利率、[]は2倍協調資金の利率。
- 4 構造改善合理化資金における() は3倍協調資金の利率、[] は2倍協調資金の利率。
- 5 林業経営改善資金における () は3倍協調資金 の利率、[] は2倍協調資金の利率。
- <u>6</u> 略

長崎県告示第356号

長崎県立高等学校及び長崎県立特別支援学校の消防用設備等点検業務に係る契約の締結が見込まれるので、指名競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和3年4月13日

長崎県知事 中村 法道

- 1 業務の種類
 - 長崎県立高等学校及び長崎県立特別支援学校の消防法令に基づく消防用設備等の点検業務
- 2 指名競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者(なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く)
 - (2) 次のアからカのいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない者又はその者を代理人、支配人 その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不 正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員 の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、 支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (4) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (5) 乙種消防設備士第1類から第7類以上の資格を有していない者
 - (6) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
 - (7) この告示の日の前日に長崎県内に本社(店)又は支店等を有しない者
- 3 指名競争入札参加者の資格及び審査
 - (1) 指名競争入札参加者の資格は、地方自治法施行令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し、決定する。
 - (2) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - 工 財務比率(純利益率、固定長期適合率、流動比率)
- 4 指名競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等
 - (1) 申請の時期
 - この告示の日から令和3年5月12日までとする。
 - (2) 申請書の入手方法
 - 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を、この告示の日から10に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
 - (3) 申請書の提出方法
 - 申請書は、申請書に次の書類を添え、10に掲げる場所に提出すること。郵送(書留郵便による。令和3年5月12日必着)も可。
 - ア 法人にあっては登記簿謄本
 - イ 個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書及び指定法務局が発行する成年後見登記 制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - ウ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
 - エ 県税に関し未納がないことを証する証明書
 - オ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - カ 印鑑届 (様式第2号)

- キ 口座振替申込書(様式第3号)
- ク 県内に本社(店)を有しない者にあっては、指名競争入札参加申請書(様式第4号)
- (4) 申請書等の作成に用いる言語

申請書等は、日本語及び日本国通貨で作成すること。

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書(様式第5号)により通知(郵送)する。

6 資格の有効期間

この告示に基づき資格を取得したときから令和6年5月31日までとする。

7 資格審査申請書記載事項の変更届

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届(様式第6号)を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 資本金(法人の場合)
- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項
- (7) 金融機関取引口座
- (8) 電話番号
- 8 競争入札参加資格変更審査申請

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく競争入 札参加資格変更審査申請書(様式第7号)を提出し、審査を受けなければならない。

- (1) 合併、営業譲渡、相続等により組織の変更が生じたとき。
- (2) 会社分割制度(商法等の一部を改正する法律(平成12年法律第90号))による会社分割により組織の変更が生じたとき。
- 9 資格の取消し等
 - (1) 入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(2)に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、又はその事実があった後2年間は競争入札に参加させない。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が2の(2)に該当するに至った場合も、同様とする。
 - (2) 資格を受けた者が、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、その資格を取り消すこととする。
 - (3) 資格取消しの通知

入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

- 10 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
 - (住所) **〒**850-8570 長崎市尾上町 3-1
 - (名称) 長崎県教育庁教育環境整備課(県立学校管理班)
 - (電話) 095-894-3323

(様式第1号)

整理番号

競争入札参加資格審査申請書

長崎県が発注する長崎県立高等学校及び長崎県立特別支援学校の消防法令に基づく消防設備等の点検業務に係る競争入札に参加する資格について、関係書類を添えて審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

長崎県知事	中村	法道	様
女阿尔邓尹	十十二	広坦	130

女阿乐为	事 中州 法儿	生物		
	登録番号			
اخمل	郵便番号			
本社	所 在 地			
0 0	フリガナ			
	商号又は名称			
	フリガナ			
	代表者職氏名			
	電話番号		FAX番号	
- - - -	郵便番号			
支社	所 在 地			
	フリガナ			
	商号又は名称			
	フリガナ			
	代表者職氏名			(FI)
	電話番号		FAX番号	

(次のいずれかの番号を○で囲むこと。)

消費税及び地方消費税

1 課税 2 非課税

目

- 1 誓 約 書
- 2 財務関係明細書
- 3 営業概要書

添 付 書 類

- 1 法人にあっては、登記簿謄本
- 2 個人にあっては、次のア及びイ
 - ア 身元 (分) 証明書
 - イ 成年後見登記制度における登記事項証明書 又は、登記されていないことの証明書
- 3 営業に必要な許可、認可等を証する書類
- 4 県税に関し未納がないことを証する証明書
- 5 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び 地方消費税の未納がないことを証する証明書
- 6 印 鑑 届 (様式第2号)
- 7 口座振替申込書(様式第3号)
- 8 指名競争入札参加申請書(様式第4号) ※県内に本社(店)を有しない者のみ提出

1 誓 約 書

長崎県登録業者として資格を取得したうえは、入札の執行、契約の履行にあたっては関係諸規則を遵守し、 決して不正の行為をなさないことを誓約いたします。

なお、万一違反不正の行為があった場合において資格取消しの処分を受けても異議はありません。

年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

 \bigcirc

2 財務関係明細書(法人用)

貸借対照表 年月日現在 単位:円

			—————————————————————————————————————
資 産	の部	負 債	の部
流 動 資 産		流動負債	
現金及び預金		支払手形	
受取手形		買掛金	
売 掛 金		短期借入金	
有価証券		未 払 金	
商品・製品・仕掛品		未払費用	
原材料及び貯蔵品		賞与引当金	
前 払 金		その他流動負債	
短期貸付金			
未 収 金		固 定 負 債	
その他の流動資産		長期借入金	
貸倒引当金		退職給与引当金	
		その他固定負債	
固 定 資 産			
有 形 固 定 資 産		負債の部合計	
土地			
建物・構築物		資 本	の部
機械・運搬具		資 本 金	
工具器具・備品			
その他有形固定資産		法定準備金	
		資本準備金	
無形固定資産		利益準備金	
電話加入権			
その他無形固定資産		剰 余 金	
		任意積立金	
投資等		別途積立金	
		当期未処分利益	
		(当期利益)	
繰 延 資 産		その他	
		資本の部合計	
資産の部合計		負債・資本の部合計	

損 益 計 算 書 (年 月 日から 年 月 日まで) 単位:円 経常損益の部 営業損益の部 ⑦ 売上高 (イ) 売上原価 (ウ) 売上総損益[(ア) - (イ)] (エ) 販売費及び一般管理費 闭 営業利益 [(ウ) - 口] 営業外損益の部 (カ) 営業外収益 (中) 営業外費用 (ク) 経常利益 [(オ) + (カ) - (キ))] 特別損益の部 (ケ) 特別利益 (コ) 特別損失 (サ) 税引前当期利益 [(ク) + (ケ) - (コ)] (>) 法人税住民税等 (ス) 当期利益 也 前期繰越利益等 (ソ) 当期未処分利益 [(ス) + (セ)]

3 営業概要書(法人用)

(1) 前2カ年の損益状況

	売 上 高 (A)	売 上 総 損 益 (売上高-売上原価)	当 期 利 益	(A)のうち長崎 県庁への売上高
直前事業年度	千円	千円	千円	千円
基準年度				

- (注) 1 直前事業年度欄は、基準年度の直前1年間の事業年度の実績を記入すること。
 - 2 基準年度欄は、基準年度(財務関係明細書作成年度)の実績を記入すること。
- (2) 従業員数(常勤の役員を含む。代表は除く。)

従		技術関係職員	人	事務関係職員	人	その他職員	人	合計	人
業員	総従業員数								
数	支社等の従業員数	()	()	()	()

(注) 支社等の従業員数は支社等に入札の権限を委任する場合に、総従業員数の内数として記入する。

(3) 前2カ年の自己資本金の状況

(単位:千円)

自	区分	資本金	資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	任意・別途 積 立 金	当 期 未処分利益	≣
資本	直前の事業年	度					
額	基準年	度					

(4) 財務比率

売 上 高 当期利益率	当期利益 売 上 高	千円 千円 ×100=	%
固定長期適合率	固定資産計 固 定 負 債+ 自己資本計	<u>千円</u> 千円 ×100=	%
流動比率	流動資産計 流動負債計	千円 千円 ×100=	%

(注) 小数点以下2位まで計算して2位を四捨五入すること。

(5) 営業経歴

営業年数	創 業 年	現組織への変更	現組織へ変更後の年数
年 月	年	年 月	年 月

※年月数は基準日(申請書を提出する日の属する月の初日)の前日までの年月数とする。

(6) 営業実績

損益計算書と同期間

契 約 の 相 手		発注者コード	契約金額	契約年月日
名 称	所 在 地	1 - 1	(千円)	
				• •
				• •
合	計			

- (注) 1 長崎県内の分について記入すること。
 - 2 所在地は、市町村のみ記入すること。
 - 3 発注者コード A・・・長崎県

B・・・他の都道府県

C・・・民間企業等

4 契約金額は、千円未満を切り捨てて千円単位で記入すること。

(7) 県内の本社、支社又は営業所等

営業所等名	従業員数総数(うち)		所	在	地	電話番号
	()				
	()				
	()				
	()				
	()				
	()				
	()				
	()				

- (注) 1 本社を含めて長崎県内にあるすべての支社又は営業所等について記入すること。
 - 2 従業員数欄のカッコ内には、資格を有する者の人数を記入すること。
 - 3 この欄に記入することによって、入札、契約等の権限が生ずるものではない。

(8) 有資格者名簿

氏	名	所属する営業所等名

- (注) 1 長崎県内の業務に関係する全従業員について記載すること。
 - 2 資格を証する免状の写しを添付すること。

2 財務関係明細書(個人用)

貸借対照表 年12月31日現在

単位:円

	12/101日96日		——————————————————————————————————————
資 産	の部	<u> </u>	資本の部
流動資産		流動負債	
現金		支払手形	
当座預金		買掛金	
定期預金		短期借入金	
その他の預金		未 払 金	
受取手形		前 受 金	
売 掛 金		預り金	
有価証券		その他流動負債	
棚卸資産			
前 払 金		固 定 負 債	
貸付金		長期借入金	
その他の流動資産		その他固定負債	
固 定 資 産			
有形固定資産			
土 地			
建物・建物附属設備			
機械装置・車両運搬具		引 当 金	
工具・器具・備品		貸倒引当金	
その他有形固定資産		その他	
無形固定資産			
電話加入権			
その他無形固定資産		事業主借	
		元 入 金	
繰 延 資 産		所得金額(損益計算書の(ス))	
繰延費用			
事業主貸			
資産の部合計		負債・資本の部合計	

損 益 計 算 書 (年1月1日から	年12月31日まで)	単位:円
経常損益		
⑦ 売上金額(雑収入含む)		
(イ) 売上原価 (差引原価)		
(ウ) 差引金額(売上総損益)[(オ) - (イ)]		
(工) 経費		
闭 差引金額 [(ウ) - (H)]		
各種引当金・準備金等		
(h) 繰戻額等[(h) + (b)]		
内訳 (用)貸倒引当金		
(ク) その他		
内訳 臼 貸倒引当金		
(サ) 専従者給与		
(シ) その他		
(ス) 所得金額(青色申告特別控除前)		
[(x) + (x) - (x)]		

(単位:千円)

3 営業概要書(個人用)

(1) 前2カ年の損益状況

			売 上 金 額 (A)	売 上 総 損 益 (売上金額-売上原価)	所 得 金 額	(A)のうち長崎 県庁への売上高
直事	業	前年	千円	千円	千円	千円
基	準	年				

- (注) 1 直前事業年欄は、基準年の直前1年間の事業年の実績を記入すること。
 - 2 基準年欄は、基準年(財務関係明細書作成年)の実績を記入すること。

(2) 従業員数 (代表は除く。)

従		技術関係職員	人	事務関係職員	人	その他職員	人	合計	人
業員	総従業員数								
数	支店等の従業員数	())	()	()	()

(注) 支店等の従業員数は支店等に入札の権限を委任する場合に、総従業員数の内数として記入する。

(3) 前2カ年の自己資本金の状況

自己	区	分		事業主借(貸)	元 入 金	所 得 金 額	計
資本	直前	の事業	年				
額	基	準	年				

(注) 事業主借(貸)は、(事業主借-事業主貸)を記入する。

(4) 財務比率

売 上 高 当期利益率	所得金額 売上金額	<u>千円</u> ×100=	%	
固定長期適合率	固定資産計 固 定 負 債+ 自己資本計	<u>千円</u> 千円 ×100=	%	
流動比率	流動資産計 流動負債計	<u> 千円</u> ×100=	%	

(注) 小数点以下2位まで計算して2位を四捨五入すること。

(5) 営業経歴

営業年数	創 業 年	現組織への変更	現組織へ変更後の年数
年 月	年	年 月	年 月

※ 年月数は基準日(申請書を提出する日の属する月の初日)の前日までの年月数とする。

(6) 営業実績

損益計算書と同期間

契 約 の 相 手	方	発注者	契約金額	初
名称	所 在 地	コード	(千円)	契約年月日
合	計			

- (注) 1 長崎県内の分について記入すること。
 - 2 所在地は、市町村のみ記入すること。
 - 3 発注者コード A・・・長崎県

B・・・他の都道府県

C・・・民間企業等

4 契約金額は、千円未満を切り捨てて千円単位で記入すること。

(7) 県内の本社、支店又は営業所等

営業所等名	従業員数 総数(うち資		所	在	地	電話番号
	()				
	()				
	()				
	()				
	()				
	()				
	()				
	()				

- (注) 1 本社を含めて長崎県内にあるすべての支店又は営業所等について記入すること。
 - 2 従業員数欄のカッコ内には、資格を有する者の人数を記入すること。
 - 3 この欄に記入することによって、入札、契約等の権限が生ずるものではない。

(8) 有資格者名簿

氏	名	所属する営業所等名

- (注) 1 長崎県内の業務に関係する全従業員について記載すること。
 - 2 資格を証する免状の写しを添付すること。

4	委	任	状
_		,	<i>▶</i> •

商号又は

名 称

_____を代理人と定め下記権限を 私は、 役職名

<u>氏</u> 名

委任します。

1 見積・入札・契約締結の件

2 業務の受託・代金請求・領収の件

委 任 期 間

自 年 月 日

至 年 月 日

年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

(FI)

(注)委任状は、権限を支社(店)長等に委任する場合のみ記入すること。

(様式第2号)

				i		i	l	
叉	纪	釆	早					
五:	録	笛	Þ					

印	鑑	届

弊社(店)が貴県との取引上使用する書類には、すべて上記の印鑑を使用いたしますので 届け出ます。

年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

 \bigcirc

(様式第3号)

登録番号	1			
		1	1	
	1 .			

口座振替申込書

長崎県知事 中村 法道 様

年 月 日

長崎県との契約に伴い支払われる代金は、すべて次の口座へ振込により受領したいので申し込みま す。

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

[預金口座] 郵便局以外の金融機関を記入して下さい。

銀行 ()		支店 出張所	預金種別	預金種別 1:普通 2:当座 3:別段
口座番号(右詰で記入)	口 座 名 義 人 (漢字)			

[付記] 該当口座がある金融機関が記入する欄

金融機関コード	口座名義人						
	(カタカナ)						

上記のとおり証明いたします。

年 月 日

所 在 地

金融機関名

印

(様式第4号)

年 月 日

指名 规 节人 化
長崎県知事 中村 法道 様
住 所
会社名
代表者
貴県が実施する指名競争入札に参加したいので、 年 月 日現在の県内支店の従業員数等について下記のとおり報告します。 また、資格の有効期間中に県内支店を廃止した場合や従業員の雇用の実態がなくなった場合は速やかにその事実を報告します。 なお、本書に記載した内容は事実と相違ないことを誓約いたします。
言己
1 県内支店における従業員等の雇用状況(代表者を除く常勤の従業員数を記載してください。(パート、アルバイトは含まない。))
常勤の従業員数 人
2 直近の決算年度の県税(事業税、県民税)の納付状況円

(注) 指名競争入札参加申請書は、県内に本社(店)を有しない者のみ提出すること。

(様式第5号)

資格審查結果通知書

年 月 日

商号又は名称

代表者氏名

様

長崎県知事 中村 法道

さきに提出されました競争入札参加資格審査申請書に基づき、貴社(所、店)の

下記のとおり資格がある

参加資格を審査した結果、

ものと決定しました。

資格がない

記

- 1 登 録 番 号
- 2 登録年月日 年 月日
- 3 登録品目(業種) 長崎県立高等学校及び長崎県立特別支援学校の消防法令に 基づく消防用設備等の点検業務
- 4 有 効 期 間 自
 年 月 日

 至 年 月 日

(様式第6号)

|--|

資格審查申請事項変更届

年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

所 在 地

TEL·FAX

商号又は名称

代表者氏名

(EI)

競争入札参加資格審査申請書の記載事項について、下記のとおり変更しましたので届け出ます。

記

変更事項及び 変 更 年 月 日	変	更	前	変	更	後

(注)変更事項の内容に対する証明書類を添付すること。

(様式第7号)

競争入札参加資格変更審査申請書

年 月 日

長崎県知事 中村 法道 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

年 月 日付けをもって決定通知のあった競争入札参加資格について、次のとおり変更があったので関係書類を添えて変更審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

記

1 変更のあった事項

変更前

変更後

2 変更の理由

3 その他

公 告

特定計量器定期検査の実施(公告)

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。 令和3年4月13日

長崎県知事 中村 法道

1 検査区分・実施区域・検査場所及び検査日時 対馬市

市町村別	検査	区分	実施区域	検査場所	検査日程	検査時間
対馬市	集合検査		上対馬町上地区	上対馬総合センター	5月12日(水)	10時から12時まで
			上対馬町下地区	一重地区集会施設		13時30分から14時まで
	同	上 上県町上地区 佐須奈地区ふるさとセター		5月13日 (木)	10時から11時30分まで	
			上県町下地区	仁田窓口センター		13時から15時まで
同 」		上	峰町東部地区	中対馬開発総合センター	5月14日(金)	10時から11時30分まで
			峰町西部地区	峰地区公民館		13時から14時まで
	同	上	水崎地区	豊玉町漁業協同組合水崎支 所	5月19日 (水)	10時から11時30分まで
		豊玉町全地区 仁位生活館		仁位生活館		13時から15時30分まで
同		上	佐須地区	佐須窓口センター 5月20日 (木)		10時から11時30分まで
			豆酘地区	豆酘住民センター (旧 豆酘出張所)		13時から15時30分まで
	同	上	鶏知地区	美津島文化会館	5月21日(金)	9時30分から12時まで 13時から14時まで
	同	上	厳原地区	対馬市商工会 1階ロビー	5月27日(木)	9時30分から12時まで 13時から15時まで
	同 上		船越地区	小船越コミュニティーセン ター 5月28日(金)		10時から11時30分まで
			全地区	美津島文化会館		13時から14時まで
対馬市全地区	所在場所検査		查	計量器の所在の場所	5月11日から 5月27日まで 土曜・日曜 は除く	10時から12時まで 13時から17時まで

- 2 検査の対象となる特定計量器 取引又は証明に使用する特定計量器
- 3 検査の実施機関 指定定期検査機関 一般社団法人 長崎県計量協会

大規模小売店舗の変更事項届出 (公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に

より関係書類を縦覧に供する。

令和3年4月13日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 佐世保藤原町複合商業施設

長崎県佐世保市藤原町352番6 外

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳

東京都千代田区麹町五丁目1番地1

株式会社金納ホールディングス 代表取締役 金納 慶太

長崎県佐世保市大岳台町20番10号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇

群馬県高崎市栄町1番1号

(変更後) 株式会社ヤマダデンキ 代表取締役 山田 昇 群馬県高崎市栄町1番1号

(4) 変更の年月日

令和2年10月1日

2 届出年月日

令和3年3月24日

- 3 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧(公告)

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年4月13日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県対馬市豊玉町嵯峨562番地2

藤川 一義

長崎県対馬市豊玉町嵯峨648番地1

松原 達也

(2) 加入区

豊玉町西部加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 豊玉町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県対馬市豊玉町千尋藻355番地9

豊玉町漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧(公告)

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年4月13日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県五島市三井楽町柏849番地3

臼井 守

長崎県五島市三井楽町嵯峨島14番地

酒本 健二

(2) 加入区

三井楽町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 五島漁業協同組合

- 2 指定漁船調書の縦覧
 - (1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県五島市福江町1190番地9

五島漁業協同組合

長崎市尾上町三番一号発行者 長 崎 県

直通 (八九五) 二一一四電話代表 (八二四) 一一一一

印刷人 寿 田 宏 弥印刷所 長崎市樺島町八番十二号 株式会社 クイックプリント